

[記載要領]： ばい煙関係特定施設変更届出書

[記載例]： ばい煙関係特定施設変更届出書

様式第1号(第8条関係)・・・①

② ばい煙関係特定施設 ~~設置~~ ~~使用~~ ~~変更~~ 届出書

令和元年11月16日

③
〇〇市長 様

(代理人)

〒***-**** 広島県〇〇市1-1

環境株式会社 〇〇工場

工場長 環境 太郎

電話 *** (***) ****

④

届出者 (代表者)

〒***-**** 東京都中央区1-1-1

環境株式会社

代表取締役社長 環境 一

電話 *** (***) ****

⑤

広島県生活環境の保全等に関する条例

~~第8条第1項~~

~~第9条第1項~~

~~第10条第1項~~

の規定により、ばい煙関係特

定施設について、次のとおり届け出ます。

⑥工場又は事業場の名称	環境株式会社 〇〇工場	※ 整 理 番 号	
⑦工場又は事業場の所在地	〒***-**** 広島県〇〇市1-1	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
⑧特定施設の種類の	11 項 金属の加工 の用に供する電気め つき施設 (1施設)	※ 施 設 番 号	
特定施設の構造	別紙1のとおり	※ 審 査 結 果	
特定施設の使用方法	別紙2のとおり	※ 備 考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり		
工場又は事業場の面積	100,000 m ²	操 業 時 間	24 時間
常時使用する従業員数	1,000 人	用 途 地 域	工業地域, 工業専用 地域
資本金の額又は出資の総額	100 億円	主 要 製 品 名	亜鉛メッキ加工品

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 特定施設の種類の欄には、別表第1に掲げる項番号及び施設の名称を記載すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A列4とすること。

[記載要領]

① 様式第1号

同一の工場又は事業場に設置されるものであって、かつ、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第一（ばい煙関係特定施設）の項番号が同一の場合に限り、1つの届出書で届出できる。

② 届出の内容 「変更」以外の不要な文字を消すこと。

③ 受信者名（提出先）

広島市内…広島市長（環境保全課）、福山市内…福山市長（環境保全課）、呉市内…呉市長（環境政策課環境試験センター）、三次市内…三次市長（環境政策課）、庄原市内…庄原市長（環境政策課）、東広島市内…東広島市長（環境先進都市推進課）、大崎上島町内…大崎上島町長（保健衛生課）、その他の地域…管轄の厚生環境事務所長（環境管理課・支所衛生環境課）

④ 届出者

住所、名称及び氏名（電話番号）を記入すること。

なお、法人にあつては、法人を代表するものの職と氏名を記入すること。また、法人代表者の代理人を届出者とする場合には、記載例の様に代表者と代理人を併記するとともに、委任状を添付すること。

⑤ 根拠規定 「第10条第1項」以外の不要な文字を消すこと。

⑥ 工場又は事業場の名称

略称を用いないこと。

⑦ 工場又は事業場の所在地

郵便番号及び住居表示を正確に記入すること。

⑧ 特定施設の種類の

条例施行規則別表第一の項番号、名称及び施設数を記入する。

条例施行規則別表第一（ばい煙関係特定施設）

番号	施設の名称	規模又は能力
一	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一日当たり二〇トン未満一〇トン以上であること。
二	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉を除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が一平方メートル未満〇・五平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。)が〇・五平方メートル未満〇・二五平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル未満三〇リットル以上であること。
三	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
四	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
五	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム未満一〇〇キログラム以上であること。
六	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が一平方メートル未満〇・五平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル未満三〇リットル以上であること。
七	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉	
八	乾燥炉	
九	鉍酸の製造の用に供する吸収施設	
一〇	石油の精製若しくは加工又は石油化学製品の製造の用に供する硫酸洗浄施設及び廃ガスの廃棄施設	
一一	金属の精錬又は加工の用に供する電解施設、電気めっき施設及び酸洗浄施設	
一二	機械の製造又は加工の用に供する電気めっき施設及び酸洗浄施設	
一三	合成染料(中間物を含む。)、有機顔料その他の有機薬品の製造の用に供する精製施設及び加工施設	
一四	無機塗料、無機顔料その他の無機薬品の製造の用に供する精製施設及び加工施設	
一五	たんぱく質の加水分解による食料品又は医薬品の製造の用に供する分解施設	
一六	化学繊維又はビスコース製品の製造の用に供する紡糸施設	
一七	合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設、熱処理施設及び乾燥施設	

備考 この表の一の項から八の項までに掲げる施設は、昭和四十五年四月一日以後に設置された施設(同日前に設置の工事に着手されたものを除く。)に限るものとする。

[記載例]： ばい煙関係特定施設変更届出書

別紙 1

特 定 施 設 の 構 造

(変更前)

(変更後)

① 工場又は事業場における施設番号	A-201	}	同左	
② 名 称 及 び 型 式	キャリア型式バレル			
③ 設 置 年 月 日	昭和61年 5月25日			
③ 着 手 予 定 年 月 日			令和元年12月20日	
③ 使 用 開 始 予 定 年 月 日			令和2年 2月 2日	
④ 規 模	バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 ℓ/h)			
	原 料 の 処 理 能 力 (t/h)	1.5	}	同左
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)			
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)			

- 注 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 特定施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A列4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

[記載要領]

① 工場又は事業場における施設番号

工場、事業場にある届出対象施設全てに一連番号を付けて、その施設番号を記入すること。また、1列に1施設を記入すること。

② 名称及び型式

略称を用いないこと。

③ 設置年月日、着手予定年月日、使用開始予定年月日

設置年月日(設置届出の際の工事着手(基礎工事を含む。)年月日)、変更工事の着手予定年月日、使用開始予定年月日を記入すること。

また、条例第十二条第一項(実施の制限)について留意すること。

【条例第十二条第一項】(実施の制限)

第十二条 第八条第一項の規定による届出をした者又は第十条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙関係特定施設を設置し、又はその届出に係るばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

④ 規模

届出の施設に係る条例施行規則別表第一の該当項目及び関係項目について記入すること。

[記載例]： ばい煙関係特定施設変更届出書

別紙2

特定施設の使用方法
(変更前)

(変更後)

①工場又は事業場における施設番号		A-201				
②使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 24時間/回 1回/日 30日/月		}	同左	
	季節変動	なし				
③原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類	塩酸, 硫酸				
	使用割合	5 : 1		5 : 3		
	原材料中の成分割合 (%)	硫黄分	その他の有害物質分			
	1日の使用量	600 ℓ/d		800 ℓ/d		
④燃料又は電力	種類					
	燃料中の成分割合 (%)	灰分	硫黄分			
	発熱量					
	通常の使用量 (ℓ/h)					
	混焼割合					
⑤排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大	通常				
⑥排出ガス温度 (°C)						
⑦ばい煙の濃度	ばいじん (g/Nm ³)	最大	通常			
	硫酸酸化物 (容量比 ppm)	最大	通常			
	有害物質	塩化水素	最大 80	通常 5	}	同左
		硫化水素	最大 10	通常 1		
	(mg/Nm ³)		最大	通常		
			最大	通常		
		最大	通常			
⑧ばい煙量	硫酸酸化物 (Nm ³ /h)	最大	通常			
⑨参考事項						

- 注 1 原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄の記載に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 原材料中の成分割合 (%) の欄のうちその他の有害物質分の記載に当たっては、第3条に定める大気関係有害物質の種類ごとにすること。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 5 有害物質の欄の記載に当たっては、第3条に定める大気関係有害物質の種類ごとにすること。
- 6 ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設については、参考事項の欄に1工程中の排出量の変動の状況を記載すること。

[記載要領]

① 工場又は事業場における施設番号

工場、事業場にある届出対象施設全てに一連番号を付けて、その施設番号を記入すること。また、1列に1施設を記入すること。

② 使用状況

(ア) 一日の使用時間及び月使用日数等 通常の使用状況を記入すること。

(イ) 季節変動 季節変動がある場合には、具体的に記入すること。

③ 原材料

ばい煙の発生に影響がある原材料に限り記入すること。

(ア) 種類 製鉄業における鉄鉱石、コークス等、また、廃棄物焼却炉において焼却する廃棄物も原材料に含めること。

(イ) 使用割合 複数の原材料を使用する場合は、その割合を記入すること。

(ウ) 原材料中の成分割合 重量比(%)又は容量比(%)を明らかにすること。

(エ) 1日の使用量 原材料の種類ごとに、量、単位を明示して記入すること。

④ 燃料又は電力

(ア) 種類 A・B・C重油、灯油、プロパンガス、電力等

(イ) 燃料中の成分割合 燃料の成分表などを参考にして、硫黄分(最大値)は必ず記入すること。

(混焼の場合は、加重平均値とする。次の(ウ)も同じ。)

(ウ) 発熱量 燃料成分表により、燃料の高位発熱量を単位も含め記入すること。

(エ) 通常の使用量 通常施設稼働状況における1時間当たりの燃料使用量を最大・通常毎に単位も含め記入すること。

(オ) 混焼割合 複数の燃料を使用する場合に、その割合を記入すること。

⑤ 排出ガス量

1時間当たりの排出ガス量(湿り、濁き)を最大、通常毎に記入すること。(ばい煙の処理施設を設置している場合は、処理施設のファン等の能力を記入すること。)

$$[\text{乾き排出ガス量}] = [\text{湿り排出ガス量}] \times [1 - \text{水分量}(\%) / 100]$$

ここで最大とは定格能力で運転する場合を指す。

⑥ 排出ガス温度

排出口における排出ガスの温度を記入すること。(ばい煙の処理施設を設置している場合は、処理後の値を記入すること。以下⑦, ⑧, ⑨も同じ。)

⑦ ばい煙の濃度

届出施設において排出基準が定められている物質の排出濃度を記入すること。(酸素濃度換算が必要な物質については換算後の数値を記入すること。)

⑧ ばい煙量

1時間当たりの硫黄酸化物排出量を最大、通常毎に記入する。ここで最大とは、定格能力で運転する場合をさす。

⑨ 参考事項

ばい煙の排出状況に著しい変動がある施設について、一工程中の排出量の変動状況、窒素酸化物の発生抑制の為に採っている方法等を記載すること。

【記載例】： ばい煙関係特定施設変更届出書

別紙3

ばい煙の処理の方法
(変更前)

(変更後)

①ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号		A-301		同左		
②処理に係る特定施設の工場又は事業場における施設番号		A-201				
③ばい煙処理施設の種類、名称及び型式		ミストキャッチャーNo.3				
④設置年月日		昭和60年11月11日				
④着手予定年月日				令和元年12月20日		
④使用開始予定年月日				令和2年2月2日		
⑤ ばい煙の濃度	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大	(Nm ³ /h)			
		通常	(Nm ³ /h)			
	排出ガス温度 (°C)	処理前				
		処理後				
	ばい煙の濃度 (mg/Nm ³)	ばいじん (g/Nm ³)	処理前			
			処理後			
		硫酸化物 (容量比 ppm)	処理前			
			処理後			
		有害物質	塩化水素	処理前	1,000	同左
				処理後	80	
			硫化水素	処理前	100	300
				処理後	10	30
	ばい煙量 (Nm ³ /h)	最大	処理前			
			処理後			
ばい煙量 (Nm ³ /h)	通常	処理前				
		処理後				
⑥ 補集効率 (%)	ばいじん					
	硫酸化物					
	有害物質	塩化水素	92	同左		
		硫化水素	90			
⑥ 使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		時～時 24時間/回 1回/日 30日/月		同左	
	季節変動		なし			
⑦排出口の実高さ H _o (m)		4.9×口径0.5		同左		
⑧補正された排出口の高さ H _e (m)						
⑨排出速度 (m/S)		最大 通常				

- 注 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 有害物質の欄の記載に当たっては、第3条に定める大気関係有害物質の種類ごとにする。
- 4 補正された排出口の高さH_eは、別表第2の付表2の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

[記載要領]

① ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号

ばい煙量を減少させる処理施設全部に一連番号を付けて、その施設番号を記入すること。また、1列に1施設を記入すること。

② 処理に係る特定施設の工場又は事業場における施設番号

上記の処理施設が処理する排出ガスを排出するばい煙関係特定施設の施設番号（工場又は事業場での一連番号）を記入すること。

③ ばい煙処理施設の種類名称及び型式

種類とは、サイクロン、スクラバー、バグフィルター、排煙脱硫装置等と記入し、名称及び型式についても記入すること。

④ 設置年月日 着手予定年月日 使用開始予定年月日

設置年月日(設置届出の際の工事着手（基礎工事を含む。）年月日)、変更工事の着手予定年月日、使用開始予定年月日を記入すること。

⑤ 処理能力

(ア) 排出ガス量 処理施設が処理できる1時間当たりの排出ガス量を、最大、通常に分けて記入すること。

(イ) 排出ガス温度 当該処理施設における排出ガスの温度を記入すること。

(ウ) ばい煙の濃度 当該処理施設によって減少するばい煙について、処理前後の最大のばい煙濃度を記入すること。

(エ) ばい煙量 当該処理施設によって硫黄酸化物が減少する場合、処理前後のばい煙量を最大、通常毎に記入すること。

(オ) 捕集効率 当該処理施設によって減少するばい煙について、処理による捕集効率を記入すること。

⑥ 使用状況

ばい煙処理施設の通常の使用状況を記入すること。

⑦ 排出口の実高さ

地上から煙突排出口までの実高さ（H_o）及び排出口の口径（m）を記入すること。

⑧ 補正された排出口の高さ

次式によって排出口における上向きの運動量及び排出ガス温度により補正した高さ（H_e）を記入すること。

なお、陣笠付きの煙突の場合は、その旨を付記すること。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q} \cdot \sqrt{V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

陣笠付き煙突の場合は
H_e = H_o + 0.65 × H_t とする。

$$H_t = 2.01 \times 10 \text{ (マイナス3乗)} \times Q \times (T - 288) \times \left[2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right]$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q} \cdot \sqrt{V}} \left[1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right] + 1$$

ここで、

H_o : 排出口の実高さ (m)

Q : 摂氏15度における排出ガス量 (m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

T : 排出ガスの絶対温度 (°K) = T (°C) + 273

⑨ 排出速度

排出口での排出ガス温度における排出ガスの速度を最大、通常に分けて記入すること。

$$[\text{排出速度}] = [\text{排出ガス量 (m}^3/\text{h)}] \div 3,600 \div \{ \pi \times [\text{頂口径 (m)} \div 2]^2 \}$$

[その他の添付書類について]

様式第1及び別紙1～3の届出書のほか、次の書類を添付すること。

また、この添付書類は2部作成し、大きさは原則としてA4版とし、それ以上の大きさの場合はA4版の大きさに折り畳むこと。

なお、変更届の場合、変更部分に関する添付書類のみでよい。

ア 工場、事業場の位置図および工場、事業場内配置図

工場、事業場の位置を地図（手書きでも可）に明示し、また、工場、事業場内配置図中に、ばい煙関係特定施設、ばい煙処理施設、燃料タンク等の位置を明示して、添付すること。

イ ばい煙関係特定施設構造図

ばい煙関係特定施設の構造図に寸法を記入して添付すること。

図面は構造が明確に判断される程度で、設計図等精巧でなくてもよい。

ウ ばい煙処理施設構造図

ばい煙処理施設の構造図（煙突も処理施設に含む。）を寸法も記入して添付すること。

図面は構造が明確に判断される程度で、設計図等精巧でなくてもよい。

煙突の図面には、ばい煙の測定口の位置、測定口の口径及び地上からの高さを明記すること。

また、測定口位置における煙突の断面図も添付すること。

エ 操業系統図

工場の操業系統図をばい煙関係特定施設との関係も含めて記入すること。

事業場については提出の必要なし。

オ ばい煙量等に関する計算書

ばい煙量等に関する計算書を添付すること。